

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、 「事前調査の結果」の報告が必要です

大気汚染防止法、鳥取県石綿健康被害防止条例により、建築物等を解体等する元請業者又は自主施工者は、石綿を含む建材が使用されているか調査（事前調査）することが必要です。

大気汚染防止法が改正され、元請業者又は自主施工者は、①事前調査の結果を報告することが必要となりました。（報告先：県又は鳥取市、労働基準監督署）

法改正に伴い、②県条例に基づく事前調査結果の報告者を「元請業者又は自主施工者」に変更しました。（令和4年4月1日施行）

石綿対策については、県ホームページでもご案内しています。



①法に基づく「事前調査結果の報告」の概要

・報告の対象工事（令和4年4月1日以降に着手する工事が対象）



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）



※事前調査結果の報告対象工作物
（令和2年環境省告示第77号）

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

・報告は原則「石綿事前調査結果報告システム」による電子報告をお願いします。

（<https://www.ishiwatahoukoku.mhlw.go.jp/shinsei/>）

※環境省作成資料を編集して作成

②県条例に基づく「事前調査結果の報告」の概要（県条例の改正概要）

・報告の対象工事（変更ありません）



解体工事
吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物
（平成8年までに建築された耐火建築物）

飛散性の高い「吹付け石綿」が使用されている可能性が高く、適切な事前調査の実施が重要です。

吹付け石綿の使用の有無を報告してください。

・報告者を法に準拠して、「発注者又は自主施工者」から「元請業者又は自主施工者」に変更しました。

・報告は、**条例規則様式第1号（新様式）**によりお願いします。

R4.3.3 1まで	
大気汚染防止法	(報告規定なし)
県石綿条例	報告者：発注者又は自主施工者 報告内容：吹付け石綿の有無を紙報告 ※有無に関わらず報告。 報告対象：解体工事 (平成8年までに建築された耐火建築物)



R4.4.1から (新設)	
大気汚染防止法	報告者：元請業者又は自主施工者 報告内容：石綿含有建材の有無を電子報告 報告対象①：解体工事 (延床面積が80m ² 以上の建築物) 報告対象②：改造・補修工事 (請負金額が100万円以上の建築物・工作物)
県石綿条例	(報告者を変更) 報告者：元請業者又は自主施工者 報告内容：吹付け石綿の有無を紙様式により報告 ※有無に関わらず報告。報告内容を一部整理。 報告対象：解体工事 (平成8年までに建築された耐火建築物)

【問い合わせ先】鳥取県生活環境部 環境立県推進課 電話：0857-26-7206 FAX：0857-26-8194

鳥取市市民生活部環境局生活環境課 電話：0857-30-8084

報告・相談先

鳥取県中部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 電話：0858-23-3150

鳥取県西部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 電話：0859-31-9350